

## 平成26年度 八戸市地域公共交通会議の書面協議について

## 議案「一日乗車券の適用エリアの変更」について

## 《構成員》

要綱(第3条)上の区分	役職名	氏名	備考
(1) 八戸市長が指名する職員	八戸市南郷区役所 次長兼地域振興課長	岩澤 昭治	承認
	八戸市都市整備部 次長兼都市政策課長	澤田 美智明	承認
(2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合 旅客自動車運送事業者の代表者が 指名する者	八戸市交通部 次長兼運輸管理課長	石亀 純悦	承認
	南部バス株式会社 営業企画部長	佐藤 欽一	承認
	十和田観光電鉄株式会社 運輸事業部担当取締役	田中 一博	承認
(3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運 送事業者が組織する団体の代表者 が指名する者	公益社団法人青森県バス協会 専務理事	赤石 佳昭	承認
(4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運 送事業者が組織する団体の代表者 が指名する者	八戸市タクシー協会 事務局長	大津 亮	承認
(5) 住民又は利用者の代表	八戸市老人クラブ連合会 会長	松崎 徹	承認
	八戸市社会福祉協議会 総務課長	間山 路代	承認
	一般公募	兵藤 弘純	承認
(6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支 局長が指名する職員	東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官	丹藤 正人	承認
(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転者が組織する団体 の代表者が指名する者	青森県交通運輸産業 労働組合協議会 南部バス労働組合執行委員長	間山 正茂	承認
(8) 道路管理者、青森県警察、学識経験 者その他会議が必要と認める者	国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	檜山 幸雄	承認
	青森県三八地域県民局 地域整備部道路施設課長	山本 隆史	承認
	八戸市建設部 道路維持課長	小杉 俊一	承認
	青森県八戸警察署交通官	杉山 肇	承認
	八戸工業大学 教授	武山 泰	承認

要綱第5条第6項に基づく平成26年度地域公共交通アドバイザー

福島大学 准教授

吉田 樹

準構成員 オブザーバー

福田 匡彦

## 一日乗車券の適用エリアの変更について

現在の一日乗車券は、八戸市交通部と同一エリアを目途とし、旧八戸市内全路線（南郷区を除く八戸市内）を適用エリアとしています。

2005年に南郷村が八戸市へ編入になりましたが、八戸市内から南郷区までは片道運賃が700円以上となっていたことから、南郷区は従来通り郡部線の扱いとし適用外のエリアとしてきました。

2011年10月より、八戸圏域定住自立圏路線バス上限運賃化実証実験が始まり、南郷区を含む八戸市内の運賃は上限が300円となりました。

この上限化運賃は、2013年10月より本格実施となり現在に至りますが、現在上限300円区間に含まれる南郷区が一日乗車券の適用エリアに含まれても運送収入への影響は少なく、逆に南郷区にある文化ホールやスポーツ施設などの公共施設へ出かけやすくなることによる、新たな需要喚起も考えられます。

また、八戸市発行の高齢者及び障害者の特別乗車証は、八戸市の行政区域内の全停留所が適用エリアとなっており、これは上限300円の設定エリアと同一ですが、一日乗車券の適用エリアはこれと異なり利用者及び社内的にも解かり難くなっています。

上記の理由により、在庫がなくなり増刷をする今のタイミングで、一日乗車券の適用エリアを上限300円区間及び特別乗車証の適用エリアに合わせ拡大するものです。

### 【変更になる路線・停留所】

#### ◆市ノ沢線

旧 鴨平まで

新 大森口まで

#### ◆荒谷線

旧 母袋子まで

新 荒谷まで

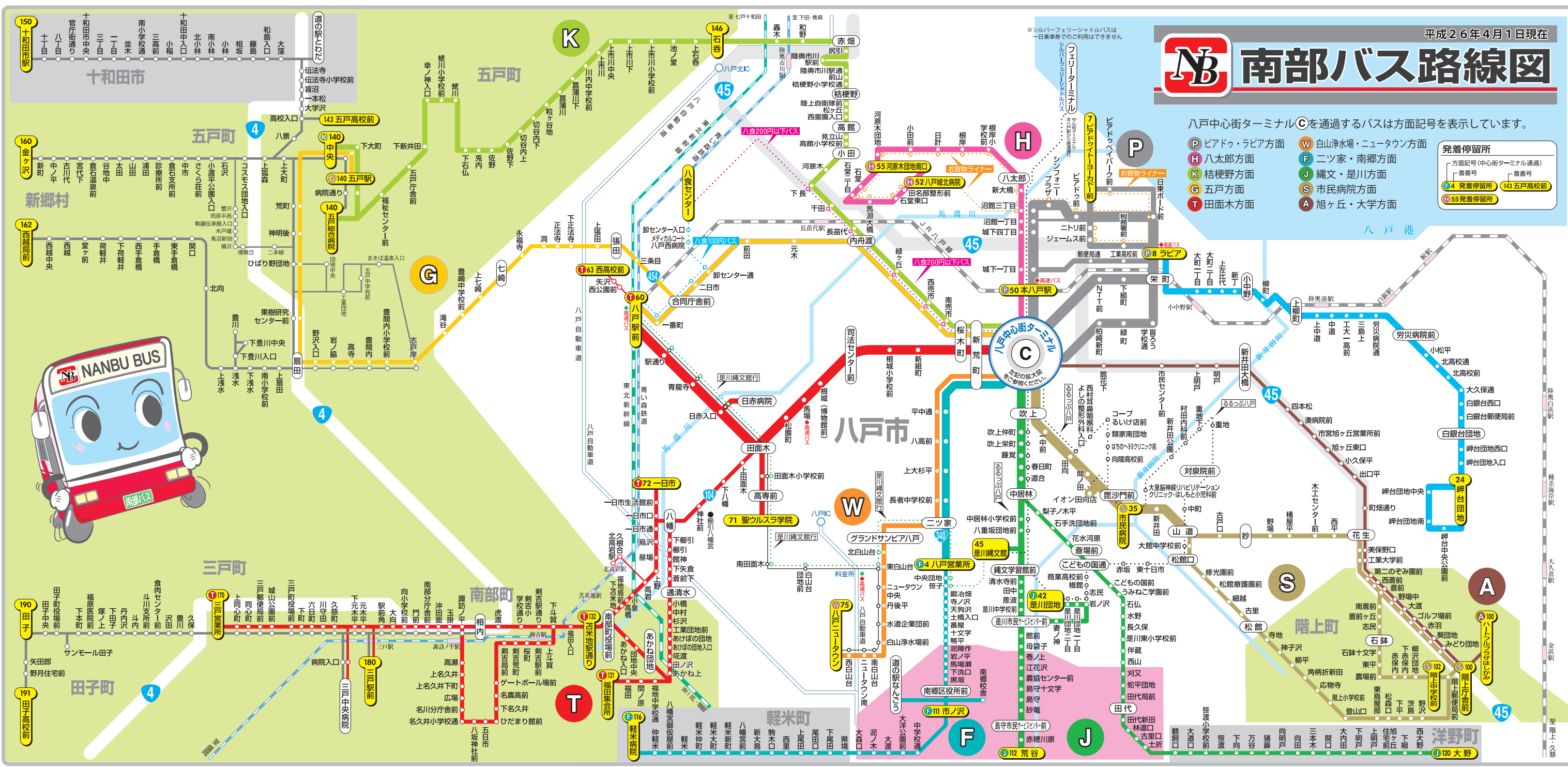
#### ◆大野線

旧 西山まで

新 土折まで

### 【実施日】

平成27年1月1日より



①八戸市内 300円上限、特別乗車証適用区間

②一日乗車券  
旧適用エリアから拡大する範囲  
(①の区間と同じくなる)

③八戸圏域 500円上限区間

④八戸圏域外 上限化運賃対象外

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

南部バス株式会社 代表取締役 佐藤 力 様



書面協議において、平成26年11月18日付けで下記事項に関し、協議が調った  
ことを証明します。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

八戸市内全路線

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 種類 特殊普通旅客運賃（営業割引）

・南部バス八戸市内一日乗車券

(2) 額 大人600円 小児300円

(3) 適用方法、条件

- ・日曜日、祝日、土曜日、毎月25日のうち、券面に表示された日に限る。
- ・券面カレンダーの使用日を塗り潰し、降車の際に乗務員に提示する。

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

今回協議が調った事由について、許認可を受けた場合あるいは届出が受理され  
た場合は、その旨を遅滞なく本会議事務局あて書面により報告すること。

平成26年11月18日

八戸市地域公共交通会議

会長 八戸工業大学 教授 武山 泰